

西脇市立しばざくら幼稚園通園バス利用規則

(趣旨)

第1条 この規則は、西脇市立しばざくら幼稚園への通園の用に供するバス（以下「通園バス」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用対象者)

第2条 通園バスを利用することができる者は、西脇市立しばざくら幼稚園に通園する園児とする。

(利用申込み)

第3条 通園バスを利用しようとする園児の保護者又は扶養義務者（以下「利用者」という。）は、西脇市立しばざくら幼稚園通園バス利用申込書（様式第1号）を西脇市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

(変更等の届出)

第4条 利用者は、通園バスの利用を変更し、又は中止する場合は、あらかじめ西脇市立しばざくら幼稚園通園バス利用変更・中止届（様式第2号）を教育委員会に提出しなければならない。

(利用料)

第5条 利用者は、通園バスの運行に要する経費として、別表に掲げる利用料（以下「利用料」という。）を負担するものとする。

2 利用者は、利用した日の属する月の末日までに利用料を納入するものとする。

(遵守事項)

第6条 利用者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 通園バスの運行に支障がないよう、送迎時間を厳守すること。
- (2) 通園バスを利用しない日は、事前に申し出ること。

(利用の制限)

第7条 教育委員会は、前条各号に規定する事項が遵守されないときは、通園バスの利用を停止し、又は制限することができる。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

区 分	1人当たりの利用料 (月額)
登園及び降園のいずれも利用する場合	3,000円
登園のみ又は降園のみ利用する場合	1,500円
備考 1人当たりの利用料は、通園バスの利用を月の途中において開始し、又は終了した場合にあっても、同額とする。	

西脇市立しばざくら幼稚園通園バス利用申込書

年 月 日

西脇市教育委員会 様

保護者 住 所

氏 名

電話番号

西脇市立しばざくら幼稚園通園バスの利用について、次のとおり申し込みます。

なお、西脇市立しばざくら幼稚園通園バス利用規則第6条に規定する事項を遵守することを誓約します。

(フリガナ) 園児氏名	
生年月日	年 月 日
利用形態	1 登園、降園ともに利用（月額 3,000円） 2 登園のみ利用（月額 1,500円） 3 降園のみ利用（月額 1,500円）
利用開始日	年 月 日
自宅付近見取図	

西脇市立しばざくら幼稚園通園バス利用変更・中止届

年 月 日

西脇市教育委員会 様

保護者 住 所

氏 名

電話番号

西脇市立しばざくら幼稚園通園バスの利用について、次のとおり変更・中止します。

(フリガナ) 園児氏名	
生年月日	年 月 日
利用形態	1 登園、降園ともに利用に変更 2 登園のみ利用に変更 3 降園のみ利用に変更 4 利用を中止する
変更・中止日	年 月 日